

# 大分県報

令和七年  
第五七三号  
一月七日

（火曜日）

## 目次

### 告示

指定漁船調査の縦覧（十三件）……………一

### ○告示

#### 大分県告示第一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調査を次の二により縦覧に供する。

令和七年一月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

#### 一 届出事項

##### 1 発起人の住所及び氏名

- 東国東郡姫島村千三百六十二番地の一  
西村 公明  
東国東郡姫島村千九百九十二番地  
大磯 敏政  
東国東郡姫島村四千九百三十四番地  
中堀 信男

##### 2 加入区

姫島加入区

##### 3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

令和七年一月七日

#### 大分県漁業協同組合

##### 二 指定漁船調査の縦覧

###### 1 縦覧期間

令和七年一月七日から同月二十一日まで

###### 2 縦覧場所

- (一) 大分市府内町三丁目五番七号  
大分県漁業協同組合事務所  
(二) 東国東郡姫島村字南千八百二十七番地の十  
大分県漁業協同組合姫島支店事務所

#### 大分県告示第二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調査を次の二により縦覧に供する。

令和七年一月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

#### 一 届出事項

##### 1 発起人の住所及び氏名

- 国東市国見町大熊毛二千五百五十三番地  
宮内 和博  
国東市国見町竹田津三千六百二十九番地三  
津崎 豊志  
国東市国見町中千三百二十七番地  
波戸崎 一生

##### 2 加入区

国見町加入区

##### 3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

##### 二 指定漁船調査の縦覧

###### 1 縦覧期間

大分県報（告示）

令和七年一月七日から同月二十一日まで  
2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 国東市国見町伊美千九百九十五番地

大分県漁業協同組合国見支店事務所

大分県告示第三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和七年一月七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

国東市国東町鶴川九百八十八番地

原田 正美

国東市国東町田深千六百六十一番地

竹永 英昭

国東市国東町鶴川二百八十八番地の十三

枝村 修二

2 加入区

国東町加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和七年一月七日から同月二十一日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 国東市富来浦二千七百四十四番地の二百三十九

大分県漁業協同組合くにさき支店事務所

大分県告示第四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和七年一月七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

国東市武蔵町古市四百番地の十二

大橋 浩見

国東市武蔵町手野二百八十五番地

藤嶋 雄二

国東市武蔵町古市四百番地の二十一

秦 和憲

2 加入区

武蔵町加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和七年一月七日から同月二十一日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 国東市武蔵町古市四百番地の三十五

大分県漁業協同組合武蔵支店事務所

大分県告示第五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和七年一月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

杵築市大字狩宿千八百七番地三

中根 隆文

杵築市大字狩宿二千十番地一

宇都宮 信孝

杵築市大字狩宿二千四十二番地五

眞鍋 藤男

2 加入区

奈狩江加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和七年一月七日から同月二十一日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 杵築市大字守江四千七百七十七番地五

大分県漁業協同組合杵築支店事務所

大分県告示第六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五

令和七年一月七日

条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和七年一月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

津久見市大字保戸島七百五十四番地の七十五

三木 節夫

津久見市大字保戸島七百五十四番地の五十八

司 洋壽

津久見市大字保戸島三十四番地の二

大河 浅利

2 加入区

保戸島加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和七年一月七日から同月二十一日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 津久見市大字保戸島千五百二十番地の二

大分県漁業協同組合保戸島支店事務所

大分県告示第七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧

大分県報（告示）

に供する。

令和七年一月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

佐伯市上浦大字最勝海浦三千六百二十番地七

山道 義則

佐伯市上浦大字津井浦千四百六十二番地

森崎 喜藏

佐伯市上浦大字最勝海浦三千六百二十番地七

菅 澄輝

2 加入区

上浦町加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和七年一月七日から同月二十一日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市上浦大字津井浦千四百番地七

大分県漁業協同組合上浦支店事務所

大分県告示第八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和七年一月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

佐伯市大字護江八百九十五番地

石田 清

佐伯市大字護江二百三十四番地

田村 栄二

佐伯市大字狩生三千五百四十一番地

武森 明

2 加入区

西上浦加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和七年一月七日から同月二十一日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市葛港十七番地一

大分県漁業協同組合佐伯支店事務所

大分県告示第九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和七年一月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

佐伯市鶴見大字有明浦千三百八十四番地

疋田 一則

佐伯市鶴見大字沖松浦千三百九十五番地一

桑原 保徳

佐伯市鶴見大字吹浦千八百六十五番地

芦苺 誠仁

2 加入区

鶴見加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和七年一月七日から同月二十一日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市鶴見大字地松浦二百六番地十六

大分県漁業協同組合鶴見支店事務所

大分県告示第十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和七年一月七日

大分県知事

佐 藤 樹 一 郎

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

佐伯市鶴見大字羽出浦八百六十八番地五

西詰 文明

佐伯市鶴見大字中越浦六百四十一番地六

福島 竹治

佐伯市鶴見大字中越浦二百五十九番地十四

後藤 和史

2 加入区

中浦加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和七年一月七日から同月二十一日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市鶴見大字地松浦二百六番地十六

大分県漁業協同組合鶴見支店事務所

大分県告示第十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和七年一月七日

大分県知事

佐 藤 樹 一 郎

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

佐伯市鶴見大字大島無番地大島団地二百二号

神崎 隆実

佐伯市鶴見大字大島無番地大島団地二百四号

神崎 真一

佐伯市鶴見大字大島三百一十一番地の一

軸丸 幸芳

2 加入区

大島加入区

- 3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称  
大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

- 1 縦覧期間

令和七年一月七日から同月二十一日まで

- 2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市鶴見大字地松浦二百六番地十六

大分県漁業協同組合鶴見支店事務所

大分県告示第十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和七年一月七日

大分県知事

佐藤 樹一郎

一 届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名

佐伯市蒲江大字竹野浦河内九百十五番地一

竹内 昭司

佐伯市蒲江大字西野浦二千四百六十七番地二

村松 修二

佐伯市蒲江大字竹野浦河内千八百二十三番地

河野 吉勝

- 2 加入区

下入津加入区

- 3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

- 1 縦覧期間

令和七年一月七日から同月二十一日まで

- 2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市蒲江大字西野浦千六百三十七番地二

大分県漁業協同組合下入津支店事務所

大分県告示第十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和七年一月七日

大分県知事

佐藤 樹一郎

一 届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名

佐伯市蒲江大字蒲江浦二千六百二十一番地八

森崎 真吾

佐伯市蒲江大字蒲江浦四千五百六十三番地一

後藤 福幸

佐伯市蒲江大字蒲江浦五千百三番地九

日高 敏雄

- 2 加入区

蒲江町加入区

- 3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

- 1 縦覧期間

令和七年一月七日から同月二十一日まで

2 縦覧場所

- (一) 大分市府内町三丁目五番七号  
大分県漁業協同組合事務所
- (二) 佐伯市蒲江大字蒲江浦五千四百番地八  
大分県漁業協同組合蒲江支店事務所

令和七年一月七日

大分県報(告示)

七